

【老朽化した空家等を除却した土地の固定資産税等の減免制度】

減免制度を利用するための手続きの流れ（令和6年度課税分）

（1）老朽空家等除却確認書の交付申請 令和6年3月31日まで

- ・老朽空家等を除却した後、申請書（別添）に必要な書類を添付し、自治振興課に提出してください。（郵送可）

※申請前に減免制度の条件に当てはまるかの確認をしてください。不明な点がある場合は自治振興課（048 - 574 - 8597）にお問い合わせください。



（2）老朽空家等除却確認書交付 令和6年4月下旬

- ・自治振興課から老朽空家等除却確認書を郵送します。
（減免申請に必要な書類を同封）
※令和5年中に申請いただいても、確認書の交付はこの時期になります。



（3）納税通知書（減免前）の受領 令和6年5月上旬

- ・資産税課から固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付します。

注意！ … この納税通知書では、納付しないでください。



（4）減免申請（資産税課）

- ・減免申請に必要な書類と手続き方法については、（2）老朽空家等除却確認書交付の際に同封いたします。